

～認可保育施設を継続して利用できます～

# 小規模保育施設がさらに利用しやすく

## 3歳満了児童の認可保育施設転園優遇制度

### 【小規模保育施設とは】

0～2歳児を対象とした、定員19名程度の比較的小さな施設です。少人数のため、お子様に対してきめ細やかな保育ができることから、お子様の個性や成長段階に合わせ、安心して成長できる環境を提供することができます。

### 【転園優遇制度】

就学までの保育が継続できるよう認可保育施設への転園を優遇する制度です。  
※希望先の施設に空きがあることが条件です。

3歳満了退所後の転園希望施設が、

#### ①公立認可保育施設の場合

→希望する公立保育所3箇所のいずれかに入所できるよう調整します。

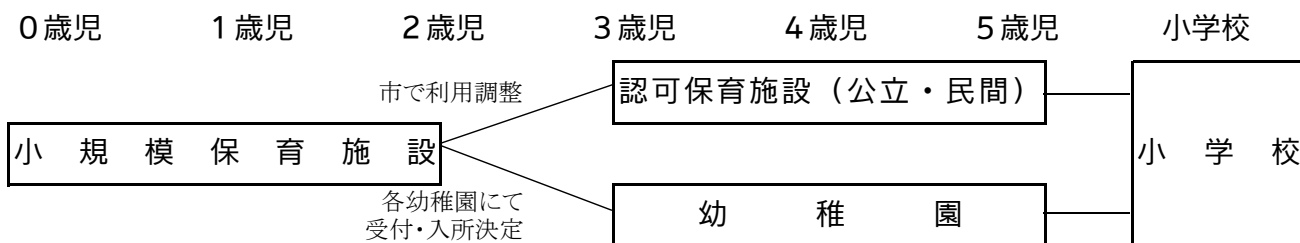
#### ②民間認可保育施設の場合

→入所選考時に大幅加点がなされ、入所の可能性が高まります。

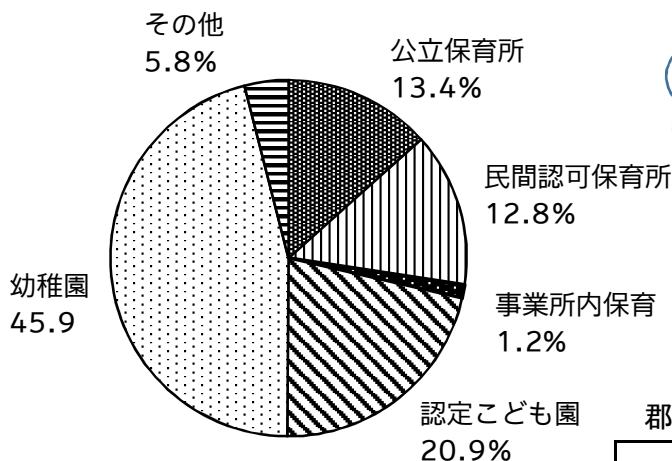
※「幼稚園」への入園はこの制度の対象外です。



(参考1) 3歳満了退所後の一般的な選択肢



(参考2) 令和4年度末3歳満了退所した児童の進路



郡山市こども部保育課 電話:024-924-3541

制度の詳細は裏面をご覧ください

## 制度の詳細

### ① 4月から「公立」認可保育施設への入所を希望する場合



※対象児童は、8月1日時点で小規模保育施設に在所し、かつ翌年の3月31日に3歳満了で当施設を退所予定の児童です。

- ・ 8月頃に、市が該当児童の保護者に対して、翌年の4月に入所したい公立保育所の希望の聞き取りを行います。希望する場合は申請書類に記入し施設へ提出します。
- ・ 書類記入の際に、特定施設への希望集中による定員超過を防ぐため、入所希望の公立保育所は**必ず3か所**挙げていただきます（特定の1か所だけの希望はできない点をご了承ください）。
- ・ 市は保護者が希望した3か所のいずれかに入所できるよう、通常の4月入所選考に先んじて優先的に入所調整を行います。
- ・ 市は調整のうえ入所決定となった施設を10月頃に該当児童の保護者へ通知します。

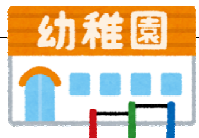
### ② 4月から「民間」認可保育施設への入所を希望する場合



※対象児童は、11月1日時点で小規模保育施設に在所し、かつ翌年の3月31日に3歳満了で当施設を退所予定の児童です。

- ・ 通常どおり「4月入所」の申請をしていただきます。（申込時期は毎年11月の予定）
- ・ その後、翌年1月に一般の申請者と一緒に入所選考を受けるようになりますが、その際に大幅な加点（+250点）があるため、空きがある施設ならば高確率で入所が可能となります。
- ・ 「+250点」の目安…例：父母ともに月140時間以上の就労がある場合、選考時の点数は400点。そこに250点が加点され650点になると当初の点数の1.5倍以上となり、同様の世帯状況の申請者と比べて有利な点数となります。

### ③ 4月から「幼稚園」への入園を希望する場合



- ・ 幼稚園入園については、各幼稚園に直接お問い合わせください。